

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅

家賃減額補助実施要領

制定 平成 30 年 9 月 11 日 建住政第 1202 号

最新改正 令和 6 年 6 月 3 日 建住政第 488 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱（以下「要綱」という。）第 19 条の規定に基づき、経済的支援住宅における家賃の減額に対する補助を実施する上での細目を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

第 2 章 家賃減額補助

(家賃減額補助金額及び入居者負担額の算出)

第 3 条 家賃減額補助金の額は、家賃の額から入居者負担額を差し引いて得た額に、当該経済的支援住宅の管理月数を乗じて得た額とする。

2 前項の管理月数は、当該経済的支援住宅についての入居契約等による入居可能日（家賃徴収の始期となる日をいう。）が月の初日であるときはその月から、その日が月の初日以外の日であるときは翌月から年度末までの期間とする。この場合において、月の途中で入居者が入退去した場合には、当該月の管理月数は日割り計算によって算出できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該経済的支援住宅が次の各号のいずれかの住宅に該当する期間は管理月数に含めないものとする。

(1) 空家住宅

(2) 経済的支援住宅に新たに入居者が入居した場合の第 13 条第 1 項及び第 3 項に規定する実績報告について、初回の実績報告までに要綱第 12 条第 1 項に規定する入居届及び第 12 条第 2 項に規定する入居者等の住民票の写しが提出されなかった住宅。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(3) 入居者等が要綱第 5 条第 1 項に規定する入居者の資格を満たしていない

住宅

- 4 前2項の管理月数について、入居者が死亡した場合は、第2項の規定にかかわらず、当該入居者が死亡した月の月末までを管理月数とする。ただし、要綱第10条に規定する名義承継を行う場合はこの限りでない。
- 5 第1項の入居者負担額について、次の表のとおり住戸の専有部分の面積区分及び入居者負担額の区分ごとに定める額とする。ただし、家賃と入居者負担額との差額が第5条に規定する補助金の上限額又は最大補助額を上回る場合は、家賃と入居者負担額との差額と第5条に規定する補助金の上限額又は最大補助額との差額を入居者負担額に上乘せするものとする。

面積区分[m ²]	入居者負担額 [円/月]					
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
30未満	16,100	18,600	21,300	24,100	27,500	31,700
30以上40未満	21,500	24,900	28,400	32,100	36,700	42,300
40以上50未満	26,900	31,100	35,600	40,100	45,900	52,900
50以上60未満	32,300	37,300	42,700	48,200	55,000	63,500
60以上70未満	37,700	43,600	49,800	56,200	64,200	74,100
70以上	43,100	49,800	56,900	64,200	73,400	84,700

- 6 前項における住戸の専有部分の面積について、共同住宅型賃貸住宅等の場合は、当該経済的支援住宅の専有部分の面積に当該経済的支援住宅の専有部分の面積を全住戸の専有部分の面積で除した数値に共用部分の面積を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 7 前項に規定する表における入居者負担額の区分については、入居世帯の月収額に応じて次の表のとおりとする。

入居者負担額の区分	入居世帯の月収額
第1区分	104,000円以下
第2区分	104,001円以上123,000円以下
第3区分	123,001円以上139,000円以下
第4区分	139,001円以上158,000円以下
第5区分	158,001円以上186,000円以下
第6区分	186,001円以上～214,000円以下

- 8 家賃減額補助の期間は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として管理を開始してから20年以内とする。
- 9 家賃減額補助の総額は、戸あたり480万円を超えない範囲内とする。ただし、家賃債務保証料減額補助を行う場合は、家賃減額補助及び家賃債務保証料減額補助の総額が戸あたり480万円を超えない範囲内とする。

(入居者負担額の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、入居世帯の所得の伸び、物価の変動等の状況を考慮し、市長が必要と認めた場合は、入居者負担額を別の額とすることができる。

(補助金の上限額)

第5条 1月あたりの家賃減額補助金の上限額は、戸あたり8万円とする。ただし、賃貸人は、1月あたりの最大補助額を、4万円、5万円、6万円、7万円及び8万円から戸単位で選択することができる。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第5条第1号イの規定に該当する場合については、1月あたりの家賃減額補助金の上限額は、戸あたり4万円とする。

(端数の処理)

第6条 月の途中で補助期間が開始又は終了する場合の家賃及び入居者負担額の算定は、家賃及び入居者負担額をその月の日数で除したものに、その月の入居日数を乗じて得た額に対して、1円未満を四捨五入した額とする。

(家賃の市場調査)

第7条 市長は、必要に応じて、近傍同種の家賃に係る市場調査を行う。

2 市長は、前項の調査の結果、当該経済的支援住宅の家賃を変更する必要があると認めたときは、賃貸人に対し、家賃の変更を求めることができるものとする。

(家賃の変更)

第8条 賃貸人は、家賃を増額する場合には、家賃変更協議書(第1号様式)を補助金事務局を経由して市長に提出して家賃変更について同意を得なければならない。ただし、当該経済的支援住宅に入居者がいる場合は、入居者の内諾を得た後に家賃変更協議書を提出しなければならない。

2 市長は、家賃変更について同意した場合は、家賃変更同意通知書(第2号様式)により補助金事務局を経由して賃貸人に通知する。

3 市長は、第1項に規定する家賃変更協議書のほかに必要とする書類がある場合は、賃貸人に提出を求めることができる。

4 市長は、特別の事情により家賃を変更する必要性が生じたときは、前条第2項の規定にかかわらず、家賃の変更について賃貸人と協議を行い、これを変更することができるものとする。

(家賃減額補助の対象外)

第9条 要綱第4条第1項第4号ウ(カ)にいう終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払い金として一括して受領する場合は、その額について家賃減額補助の対象外とする。

(継続必要性の審査)

第10条 同一世帯について3年を超えて家賃減額補助を行う場合、住宅セーフティネット法第51条に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会等が3年ごとに当該世帯の家賃減額補助の継続必要性の審査を行う。

第3章 家賃減額補助申請等

(家賃減額補助金の交付申請)

- 第11条 賃貸人は、翌年度も継続して家賃減額補助金の交付を受けようとする場合、交付を受けようとする年度の前年度の2月10日(土曜日、日曜日、祝日、振替休日の場合はその直前の開庁日)までに家賃減額補助金交付申請書(兼委任状)(第3号様式)に家賃減額補助金交付申請明細書(第3号様式別紙)を添えて、補助金事務局を経由して市長に提出しなければならない。
- 2 新たに賃貸人が家賃減額補助金の交付を受けようとする場合、賃貸人は、交付を受けようとする日の10開庁日前までに、補助金事務局を経由して、家賃減額補助金交付申請書(兼委任状)、家賃減額補助金交付申請明細書及び現在居住している住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃減額補助を行う場合、賃貸借契約書の写しを提出しなければならない。
 - 3 前項の場合において、賃貸人が、共同居住型住宅に対する家賃減額補助金の交付を受けようとする場合、前項の規定に加え、当該住宅に係る各部分の面積が分かる図面等を添付しなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の交付申請手続きにおいて、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)第5条第3項の規定により市長が家賃減額補助金交付申請書(兼委任状)への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第1号から第4号までに掲げる書類とする。
 - 5 第1項に規定する申請においては、当該年度に第12条に規定する家賃減額補助金の交付決定を受けている住宅であることを条件とする。
 - 6 第1項に規定する申請においては、翌年度4月1日から3月末日までの期間にかかる家賃減額補助金を申請することとする。
 - 7 第2項に規定する申請においては、申請日の10開庁日後以降の日から同年

度3月末日までの期間にかかる家賃減額補助金を申請することとする。

(家賃減額補助金の交付決定)

第12条 市長は、家賃減額補助金交付申請書等を受理したときは、その内容を審査し、家賃減額補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、家賃減額補助金交付決定通知書(第4号様式)及び家賃減額補助金交付決定明細書(第4号様式別紙)により、補助金事務局を經由して当該賃貸人に通知するものとする。

(家賃減額補助金の実績報告)

第13条 賃貸人は、家賃減額に要した費用の実績を、次の表に定める期日までに、家賃減額補助金実績報告書(第5号様式)及び家賃減額補助金実績明細書(第5号様式別紙)により補助金事務局を經由して市長に報告しなければならない。ただし、賃貸人の希望により、7月から翌年の1月までの家賃減額に要した費用の実績については、2月5日の期日までにまとめて報告をすることができる。

報告対象期間	期日(土曜日、日曜日、祝日、振替休日の場合はその直前の開庁日)
4月～6月	7月10日
7月～9月	10月10日
10月～12月	1月10日
1月	2月5日
2、3月	3月末日

- 2 賃貸人は、前項ただし書の規定により、まとめての報告を希望する場合には、第11条第1項又は第2項の規定による交付申請の際に、申し出るものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、各報告対象期間中、経済的支援住宅に要綱第5条第1項に規定する入居者の資格を満たす入居者等がない場合には、実績報告を要しないものとする。ただし、交付決定を受けた期間の最終月についてはこの限りでない。
- 4 補助金規則第14条第4項の規定により市長が家賃減額補助金実績報告書への記載及び添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号及び第3号に掲げる書類とする。

(家賃減額補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、その内容が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、家賃減額補助金額確定通知

書（第6号様式）及び家賃減額補助金額確定明細書（第6号様式別紙）により補助金事務局を経由して賃貸人に通知するものとする。

（家賃減額補助金の請求及び交付）

第15条 賃貸人は、家賃減額補助金の請求及び受領に関する権限について、補助金事務局に委任するものとする。

- 2 補助金事務局は、家賃減額補助金請求書（第7号様式）により、市長に対し、家賃減額補助金を請求するものとする。
- 3 市長は、適正な家賃減額補助金請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 4 補助金事務局は、家賃減額補助金を受領したときは、遅滞なく賃貸人に支払うものとする。
- 5 市長が補助金事務局への委託を行わない場合は、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、賃貸人は自ら家賃減額補助金の請求及び受領を行うものとする。この場合において、賃貸人は、家賃減額補助金請求書により、市長に対し、家賃減額補助金を請求するものとする。

（家賃減額補助金交付申請書等の記載事項の変更等）

第16条 賃貸人は、既に提出した家賃減額補助金交付申請書（兼委任状）等の記載事項に変更が生じたとき（家賃の変更を除く。）は、家賃減額補助金記載事項変更承認申請書（第8号様式）により、補助金事務局を経由して、速やかに市長に申請しなければならない。

（家賃減額補助金交付申請書等の記載事項の変更承認）

第17条 市長は、家賃減額補助金記載事項変更承認申請書を受領したときは、その内容を調査した上、変更の必要があると認めた場合は、家賃減額補助金交付申請書等の記載事項の変更を承認する。この場合において、市長は、家賃減額補助金記載事項変更承認書（第9号様式）により賃貸人に、補助金事務局を経由して通知するものとする。

（家賃減額補助金の交付決定の取消し）

第18条 賃貸人は、第12条の交付決定を受けた経済的支援住宅に、要綱第5条第1項に規定する要件を満たす入居者等が入居していない場合には、家賃減額補助金交付決定取消申請書（第10号様式）を補助金事務局を経由して市長に提出することにより、交付決定の取消しを申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき賃貸人から家賃減額補助金交付決定取消申請

書の提出があったときは、家賃減額補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により家賃減額補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(家賃減額補助金の交付決定の取消し及び返還)

第19条 市長は、経済的支援住宅の賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、家賃減額補助金交付決定取消通知書により家賃減額補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 要綱及びこれに関連する要領等に違反したとき
- (3) 暴力団又は暴力団員であることが判明したとき

2 市長は、交付決定した経済的支援住宅の戸数が当該年度の予算の上限に達している場合において、必要と認める場合には、1年間家賃減額補助金の交付がない経済的支援住宅について、家賃減額補助金の交付決定の全部又は一部を家賃減額補助金交付決定取消通知書により取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定により家賃減額補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る家賃減額補助金が既に賃貸人に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により補助金の返還を求められた場合において、賃貸人は、その要求に係る補助金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。

5 賃貸人は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。

6 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(家賃減額補助金額の変更)

第20条 賃貸人は、交付決定を受けた後に家賃減額補助金額が変更となるときは、家賃減額補助金額変更申請書(第12号様式)及び家賃減額補助金額変更申請明細書(第12号様式別紙)を補助金事務局を経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、家賃減額補助金額変更申請書及び家賃減額補助金額変更申請明細書を受理したときは、その内容を審査し、家賃減額補助金額の変更を決定するも

のとする。この場合において、市長は、家賃減額補助金額変更決定通知書（第13号様式）及び家賃減額補助金額変更決定明細書（第13号様式別紙）により、補助金事務局を経由して当該賃貸人に通知するものとする。

附則

この要領は、平成30年9月11日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年5月18日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年1月7日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

ただし、令和4年度分の補助金から適用することとする。

附則

この要領は、令和5年2月17日から施行する。

ただし、第3条第6項の表中「第5区分」及び「第6区分」、同条第8項の表中「第5区分」及び「第6区分」並びに第5条第2項の規定については、令和5年4月21日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月3日から施行する。

横浜市長

賃貸人 住所

氏名

電話番号

家賃変更協議書

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第8条第1項の規定により、入居者の内諾が得られましたので、家賃の変更を定めるため、次のとおり協議を申し出ます。

家賃変更 予定日						
住宅の所在地						
住宅の名称						
部屋番号	床面積(m ²)	間取り	変更前家賃 (円)	変更前単価 (円/m ²)	変更後家賃 (円)	変更後単価 (円/m ²)

※ 変更前単価及び変更後単価の端数については、小数点第1位を四捨五入してください。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

賃貸人 住所
氏名 様

横浜市長



家賃変更同意通知書

年 月 日に申し出のありました経済的支援住宅家賃変更協議につきましては、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第8条第2項の規定により、次のとおり家賃を変更することを同意します。

家賃変更 適用日						
住宅の所在地						
住宅の名称						
部屋番号	床面積 (㎡)	間取り	変更前家賃 (円)	変更前単価 (円/㎡)	変更後家賃 (円)	変更後単価 (円/㎡)

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

横浜市長

賃貸人

住所

氏名

印

電話番号

家賃減額補助金交付申請書(兼委任状)

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領（以下「要領」という。）第11条第1項又は第2項の規定に基づき、家賃減額補助金の交付について申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要領を遵守し、この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。また、必要に応じ、申請者が横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱第4条第1項第5号に該当するか否かを神奈川県警察本部に対して照会することに同意します。

1 補助対象の経済的支援住宅と申請額

所 在 地	名 称	補 助 申 請 額
		円

内訳は別紙家賃減額補助金交付申請明細書のとおり

2 補助合計申請金額

金 円

3 実績報告の回数と期間

回 数	<input type="checkbox"/> 3回（第1四半期、第2四半期～第4四半期（～1月）、第4四半期（2、3月））
	<input type="checkbox"/> 5回（第1四半期・第2四半期・第3四半期・第4四半期（1月）・第4四半期（2、3月））

また、要領第 15 条第 1 項の規定に基づき、家賃減額補助金の請求及び受領に関する権限を次の者に委任します。

受任者住所	
受任者氏名	⑩

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

家賃減額補助金交付申請明細書

申請日	
-----	--

住宅名：

部屋番号	部屋情報		期間		月数	申請額	申請額計	備考
	家賃							
	専有面積							
	希望する最大補助額		第1区分 (~104,000円)	第2区分 (104,001円~123,000円)	第3区分 (123,001円~139,000円)	第4区分 (139,001円~158,000円)		
	収入区分ごとの入居者負担額		第5区分 (~186,000円)	第6区分 (~214,000円)				
	家賃							
	専有面積							
	希望する最大補助額		第1区分 (~104,000円)	第2区分 (104,001円~123,000円)	第3区分 (123,001円~139,000円)	第4区分 (139,001円~158,000円)		
	収入区分ごとの入居者負担額		第5区分 (~186,000円)	第6区分 (~214,000円)				
	家賃							
	専有面積							
	希望する最大補助額		第1区分 (~104,000円)	第2区分 (104,001円~123,000円)	第3区分 (123,001円~139,000円)	第4区分 (139,001円~158,000円)		
	収入区分ごとの入居者負担額		第5区分 (~186,000円)	第6区分 (~214,000円)				
	家賃							
	専有面積							
	希望する最大補助額		第1区分 (~104,000円)	第2区分 (104,001円~123,000円)	第3区分 (123,001円~139,000円)	第4区分 (139,001円~158,000円)		
	収入区分ごとの入居者負担額		第5区分 (~186,000円)	第6区分 (~214,000円)				
	家賃							
	専有面積							
	希望する最大補助額		第1区分 (~104,000円)	第2区分 (104,001円~123,000円)	第3区分 (123,001円~139,000円)	第4区分 (139,001円~158,000円)		
	収入区分ごとの入居者負担額		第5区分 (~186,000円)	第6区分 (~214,000円)				
						合計		

※適宜様式を修正して使用することができる。

賃貸人 住所
氏名 様

横浜市長

印

家賃減額補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました経済的支援住宅の家賃減額補助金の交付について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領（以下「要領」という。）第12条に基づき、次のとおり補助金を交付することと決定しましたので通知します。

1 補助対象の経済的支援住宅

所 在 地 名	称	補 助 決 定 額
		円

内訳は別紙家賃減額補助金決定申請明細書のとおり

2 今回の決定にかかわる補助期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 交付決定合計金額

円

3 実績報告の回数と時期

回 数	<input type="checkbox"/> 3回（第1四半期、第2四半期~第4四半期（~1月）、第4四半期（2、3月）） <input type="checkbox"/> 5回（第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期（1月）、第4四半期（2、3月））
-----	---

4 交付の条件

- (1) この補助金は、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度家賃減額補助実施のために使用し、他の事業には流用してはならない。
- (2) 賃貸人は、家賃減額に要した費用の実績を、要領第13条の規定に従い、市長へ報告しなければならない。

(3) 賃貸人は、家賃減額補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに従わなければならない。

6 交付決定の取消し及び補助金の返還

市長は、賃貸人が要領第 19 条第 1 項各号に規定する要件のいずれかに該当するとき、又は経済的支援住宅が要領第 19 条第 2 項に該当するときは、家賃減額補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができます。また、当該取消しに係る家賃減額補助金が既に交付されている場合には、その返還を命じるものとします。

家賃減額補助金交付決定明細書

住宅名：

部屋番号	入居者負担額の区分			期間	月数	補助額	補助額計	備考
	家賃		専有面積					
	家賃		専有面積					
	第1区分		第2区分					
	第3区分		第4区分	/				
	第5区分		第6区分	/				
	家賃		専有面積					
	第1区分		第2区分					
	第3区分		第4区分	/				
	第5区分		第6区分	/				
	家賃		専有面積					
	第1区分		第2区分					
	第3区分		第4区分	/				
	第5区分		第6区分	/				
	家賃		専有面積					
	第1区分		第2区分					
	第3区分		第4区分	/				
	第5区分		第6区分	/				
	家賃		専有面積					
	第1区分		第2区分					
	第3区分		第4区分	/				
	第5区分		第6区分	/				

※適宜様式を修正して使用することができる。

横浜市長

賃貸人 住所
氏名
電話番号

家賃減額補助金実績報告書

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第13条第1項の規定に基づき、家賃減額に要した費用の実績について次のとおり報告します。

1 実績報告対象の経済的支援住宅

所在地名	称	実績報告額	報告対象期間	交付決定文書番号
		円	年 月～ 月分	年 月 日 第 号
		円	年 月～ 月分	年 月 日 第 号
		円	年 月～ 月分	年 月 日 第 号
		円	年 月～ 月分	年 月 日 第 号
		円	年 月～ 月分	年 月 日 第 号
		円	年 月～ 月分	年 月 日 第 号

内訳は別紙家賃減額補助金実績明細書のとおり

2 家賃減額に要した合計金額 金 円

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

賃貸人 住所
氏名 様

横浜市長 印

家賃減額補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました家賃減額補助金について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第14条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

1 経済的支援住宅

所在地	名称	確定金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円

内訳は別紙家賃減額補助金額確定明細書のとおり

2 確定補助合計金額

円

家賃減額補助金額確定明細書

No.	住宅の名称	部屋番号	入居者氏名	期 間	家賃	入居者負担額	家賃補助金額	月数	補助金額計	備 考
※適宜様式を修正して使用することができる。										

年 月 日

横浜市長

住所
氏名

印

家賃減額補助金請求書

年 月 日付 第 号家賃減額補助金額確定通知書により確定した補助金について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第15条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____円

2 振込先

振込先銀行名及び支店名			
種 別	預金	口座番号	
口座名義人			

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

横浜市長

賃貸人 住所
氏名
電話番号

家賃減額補助金記載事項変更承認申請書

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第16条の規定に基づき、既に提出した家賃減額補助金交付申請書等の記載事項に変更があったので申請します。

1 交付決定日及び交付決定番号

交付決定日 : 年 月 日

交付決定番号 :

2 変更の対象となる経済的支援住宅

所在地	
名称	
部屋番号	

3 変更事項

変更前	変更後	変更が生じた事由

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

賃貸人 住所
氏名 様

横浜市長

印

家賃減額補助金記載事項変更承認書

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第17条の規定に基づき、年 月 日付けで変更承認申請のありました家賃減額補助金交付申請書等の記載事項変更を承認します。

1 交付決定日及び交付決定番号

交付決定日 : 年 月 日

交付決定番号 :

2 変更の対象となる経済的支援住宅

所在地	
名称	
部屋番号	

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

横浜市長

賃貸人 住所
氏名
電話番号

家賃減額補助金交付決定取消申請書

年 月 日付で交付決定のありました家賃減額補助金について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第18条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定の(全部・一部)の取消しを申請します。

記

1 取消し前の交付決定日及び交付決定番号

交付決定日 : 年 月 日

交付決定番号 :

2 取消し前の交付決定金額 円

3 取消し後の交付決定金額 円

4 取消し対象の住宅等

経済的支援住宅	所在地
	住宅の名称
	部屋番号

5 取消理由

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

第 年 月 日 号

賃貸人 様

横浜市長

印

家賃減額補助金交付決定取消通知書

○年○月○日付で交付決定した家賃減額補助金について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第○条の規定に基づき、次のとおり交付決定の(全部・一部)を取り消したので、通知します。

記

1 取消し前の交付決定日及び交付決定番号

交付決定日 : ○年○月○日

交付決定番号 :

2 取消し前の交付決定金額

円

3 取消し後の交付決定金額

円

4 取消し対象の住宅等

経済的支援住宅	所在地
	住宅名
	部屋番号

5 取消理由

横浜市長

賃貸人 住所
氏名
電話番号

家賃減額補助金額変更申請書

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第20条第1項の規定に基づき、家賃減額補助金額の変更について次のとおり申請します。

1 変更の対象となる交付決定日及び交付決定番号

交付決定日 : 年 月 日
交付決定番号 : 第 号

2 変更の対象となる経済的支援住宅

所在地	
名称	
部屋番号	

3 変更の内容

変更前の交付決定金額	変更後の交付決定金額
金 円	金 円

内訳：別紙のとおり

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

家賃減額補助金変更申請明細書

住宅名：

部屋番号	部屋情報		期間		月数	変更後申請額	変更後申請額計	当初交付決定額	差引	備考
	家賃									
	専有面積									
			変更対象							
	家賃									
	専有面積									
			変更対象							
	家賃									
	専有面積									
			変更対象							
	家賃									
	専有面積									
			変更対象							
	家賃									
	専有面積									
			変更対象							
					合計					

※適宜様式を修正して使用することができる。

年 月 日

住所
氏名

横浜市長



家賃減額補助金額変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった家賃減額補助金の変更に係る申請について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第20条第2項の規定に基づき、家賃減額補助金額の変更を次のとおり決定します。

1 変更の対象となる交付決定日及び交付決定番号

交付決定日 : 年 月 日
交付決定番号 : 第 号

2 変更の対象となる経済的支援住宅

所在地	
名称	
部屋番号	

3 変更の内容

変更前の交付決定金額	変更後の交付決定金額

内訳 : 別紙のとおり

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

家賃減額補助金変更決定明細書

住宅名：

部屋番号	入居者負担額の区分等			期間	月数	変更後申請額	変更後申請額計	当初交付決定額	差引
家賃									
第1区分		第2区分							
第3区分		第4区分							
第5区分		第6区分							
家賃									
第1区分		第2区分							
第3区分		第4区分							
第5区分		第6区分							
家賃									
第1区分		第2区分							
第3区分		第4区分							
第5区分		第6区分							
家賃									
第1区分		第2区分							
第3区分		第4区分							
第5区分		第6区分							
					合計				

※適宜様式を修正して使用することができる。